

障発0711第2号  
令和4年7月11日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

障害者総合福祉推進事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成25年5月15日障発第0515第7号本職通知の別紙「障害者総合福祉推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙の通り改正し、令和4年7月11日から適用することとしたので通知します。